

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公表番号】特表2020-513521(P2020-513521A)

【公表日】令和2年5月14日(2020.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2020-019

【出願番号】特願2019-551510(P2019-551510)

【国際特許分類】

F 16 L 19/025 (2006.01)

G 01 L 7/00 (2006.01)

【F I】

F 16 L 19/025

G 01 L 7/00 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月4日(2020.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミックボディであって、前記セラミックボディは、該セラミックボディを通して延びる流れ経路を含み、また該セラミックボディに形成された圧力窓を含み、前記圧力窓に圧力センサが配設されている、セラミックボディと、

前記セラミックボディに装着された少なくとも1つの非セラミックボディであって、前記非セラミックボディに形成された1つ又は複数の装着特徴部を含み、前記流れ経路は前記少なくとも1つの非セラミックボディを通して延びている、少なくとも1つの非セラミックボディと

を有する、マルチピース貫流コネクタ。

【請求項2】

前記流れ経路内の圧力により変形する前記セラミックボディの一部に関連付けられた圧力センサをさらに有する、請求項1に記載のマルチピース貫流コネクタ。

【請求項3】

前記1つ又は複数の装着特徴部は、ねじ式接続部、機械式かみ合い特徴部、及び締り嵌め部のうちの少なくとも1つを有する、請求項1に記載のマルチピース貫流コネクタ。

【請求項4】

前記セラミックボディは、該セラミックボディに形成された少なくとも1つのスロットを含み、前記少なくとも1つの非セラミックボディは、該非セラミックボディに形成された少なくとも1つのスロットを含む、請求項1に記載のマルチピース貫流コネクタ。

【請求項5】

前記少なくとも1つの非セラミックボディに対する前記セラミックボディの向き及び位置を維持するために、前記セラミックボディに形成された少なくとも1つのスロット、及び前記少なくとも1つの非セラミックボディに形成された少なくとも1つのスロットに係合される少なくとも1つのクリップをさらに有する、請求項1に記載のマルチピース貫流コネクタ。

【請求項6】

前記少なくとも1つのクリップは、バックスパン部と、前記バックスパン部の両端部か

ら伸び出た2本の脚部とを有し、各脚部に形成された一対の隆起部が、前記セラミックボディ及び前記少なくとも1つの非セラミックボディに形成された対応するスロットに係合する、請求項5に記載のマルチピース貫流コネクタ。

【請求項7】

セラミックボディと、  
前記セラミックボディを通して伸びる流れ経路であって、前記流れ経路の少なくとも一部が、実質的に連続した平滑な表面を含む、流れ経路と、  
前記流れ経路内の圧力により変形する、前記セラミックボディに形成された圧力窓と、  
前記圧力窓に配設された圧力センサと  
を有する、貫流コネクタ。